

社会福祉法人神戸老人ホーム 養護老人ホーム住吉苑 外部サービス利用型・特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム住吉苑 運営規定  
(介護保険事業所番号 2870101637)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する特定施設入居者生活介護事業所・介護予防特定施設入居者生活介護事業所「養護老人ホーム住吉苑」(以下「事業所」という)が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、計画作成者等(以下「従事者」という)および受託居宅サービス事業者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者またはその家族と充分協議したうえで特定施設サービス計画を作成し、受託居宅サービス事業者と綿密な連携を図り、適切かつ円滑に介護サービスが提供されるように努めるものとする。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第3条 受託居宅サービス事業者が提供する居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護、指定介護予防通所介護とする。

(事業者の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム住吉苑外部サービス利用型指定介護予防特定施設入所者生活介護事業所
- (2) 所在地 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名。(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名。(常勤)  
利用者および家族への生活相談に対応するとともに必要な助言その他援助を行う。
- (3) 介護職員 3.5名以上(常勤換算)  
利用者の日常生活の支援および日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。
- (4) 計画作成担当者 1名以上。(常勤換算)  
介護支援専門員の資格を有するもので、利用者の特定サービス計画の作成を行う

(事業の内容および利用料等)

第6条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、1割の額とする。

- (1) 事業所の従業者は、生活相談、安否確認、緊急時対応、および計画作成等を行い、それに対する報酬は包括報酬とする。

- (2) 受託居宅サービス事業者は、第3条に掲げるサービスを提供し、その報酬は出来高報酬とする。
- 2 受託居宅サービス事業者の報酬は、通常の各サービスの90/100とし、事業所に請求する。
  - 3 事業所は、受託居宅サービス事業者がサービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間具体的なサービス内容等を当該受託居宅サービス業者から、文書により報告をさせなければならない。
  - 4 介護保険の給付対象外となる以下のものについては、利用者自費負担とする。
    - (1) 複写物の交付
    - (2) 日用品費等の日常生活必需品の購入代金
    - (3) 理髪・美容代金

(緊急時における対応方法)

第7条 事業所は、介護サービスを実施中に、利用者の病変に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応)

第8条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(運営についての留意事項)

第9条 事業所は、従業者等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との契約の内容とする。
- 4 事業者は、身体的拘束適正化検討委員会(人権擁護委員会)(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

(感染症対策)

第10条 事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、

介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。

- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

#### （非常災害対策）

第11条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- 4 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

#### （虐待の防止）

第12条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします
- 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- 三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 五 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

#### （ハラスメント対策）

第13条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

#### （その他）

第14条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人神戸老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。